

# 高額介護合算療養費の申請が始まります

問 [国保] 市民課 保険年金係  
[後期高齢] 佐賀県後期高齢者医療広域連合 給付係  
[介護保険] 佐賀中部広域連合 給付係  
高齢・障害者支援課

0	9	5	2	1
5	2	1	64	75
2	1	75	40	1
1	1	1	1	8
6	0	0	1	4
0	3	3	7	1
3	3	4	6	5
3	3	4	9	9



④ お知らせ

介護保険サービスを利用している  
多久市国民健康保険・佐賀県後期高  
齢者医療保険加入者のうち、高額介  
護合算療養費の支給対象者には、多  
久市または佐賀県後期高齢者医療広  
域連合が通知書を送付します。

## ■ 高額介護合算療養費とは？

医療と介護の両方のサービスを  
利用している世帯の負担を軽減す  
るもので、同じ世帯の人で一年間  
(8月1日から翌年7月末まで)  
に支払った医療保険と介護保険の  
自己負担額を合計し、基準額を超  
えた場合に、申請することでその  
超えた金額を支給するものです。  
※超えた額が500円以下の場合は  
対象となりません

## ■ 他の医療保険加入者へ

加入している医療保険者への申  
請となります。申請の際には介  
護保険の「自己負担額証明書」が  
必要です。交付申請は佐賀中部  
保健福祉事務所で申請をお願いします。



# 肝炎精密検査・定期検査費用の助成の申請はお早めに

問 健康増進課 健康増進係 ☎0952-75-3355 / 佐賀県がん撲滅特別対策室 ☎0952-25-7491

佐賀県内在住の人を対象に、肝炎ウイルス検査で陽性となった人の初回精密検査やB型・C型ウイルス性の慢性肝炎患者などの定期検査を受けた際の支払金額が、一部もしくは全部が戻る制度があります。今年度の申請期限が迫っていますので、お早めに最寄りの保健福祉事務所で申請をお願いします。

## ■ 対象者

### ○ 初回精密検査費助成

B型またはC型肝炎ウイルス検査で陽性と判定された人で、過去に肝炎ウイルス検査の精密検査を受けたことがない人

### ○ 定期検査費助成

B型またはC型肝炎ウイルス感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がんの患者で、現在肝炎治療受給者証の交付を受けていない人

※年度内2回までです（初回精密検査費助成を含む）

※肝炎治療費助成制度を利用後の人は申請可能です

※無症候性キャリアの人は対象外です

## ■ 保健福祉事務所（受付時間：平日9時～16時45分）

佐賀中部保健福祉事務所 ☎0952-30-1905

## ■ 申請期限 3月31日(火)

（ただし、3月16日～31日受診分については、4月10日まで申請を受け付けます）

※くわしくは、  
QRコードにて  
ご確認ください

